

市第48号議案 横浜みどり税条例の一部改正について

横浜みどり税条例による市民税の均等割の税率の特例並びに固定資産税及び都市計画税の軽減措置を適用する期間を延長するため、横浜みどり税条例の一部を改正します。

1 今回の条例改正の考え方

(1) 条例改正の提案趣旨

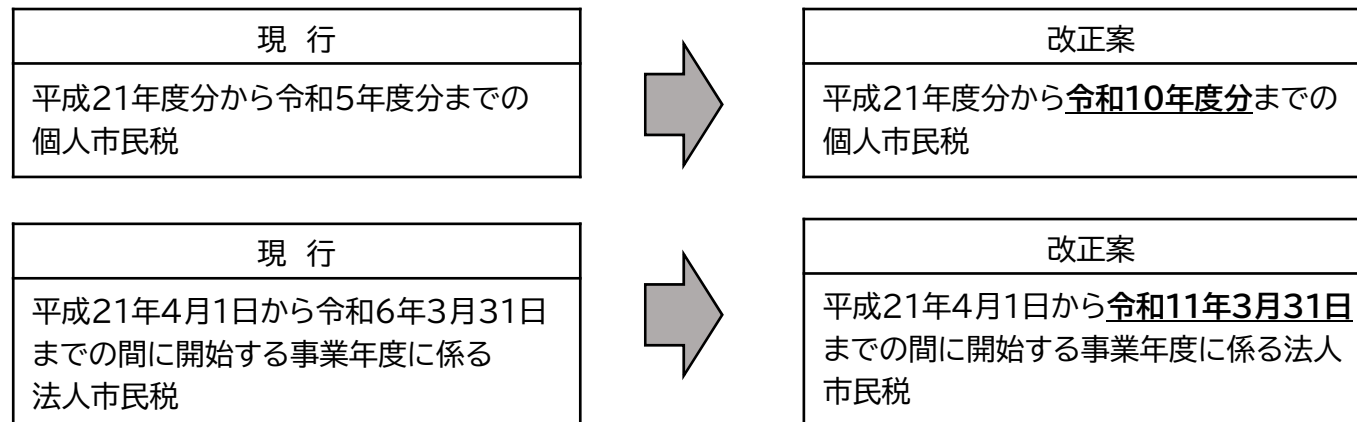
緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するためには、引き続き「横浜みどりアップ計画[2024-2028](案)」による緑の保全・創出に係る取組を進める必要があります。

そのため、一般的な市町村における標準的な税負担を超える施策である民有樹林地の買取り等、緑の取組の財源の一部となる横浜みどり税の課税期間を延長します。あわせて、市街地等の緑化誘導や良好な農景観の保全を図るため、固定資産税等の軽減措置の適用期間の延長を行います。

(2) 課税手法・課税期間について

課税手法については、緑の保全・創出による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいるため、引き続き、個人市民税及び法人市民税の均等割の超過課税とします(納税義務者は個人市民税及び法人市民税に係る均等割の納税義務者)。

課税期間については、「横浜みどりアップ計画[2024-2028](案)」と同じ5年間とします。

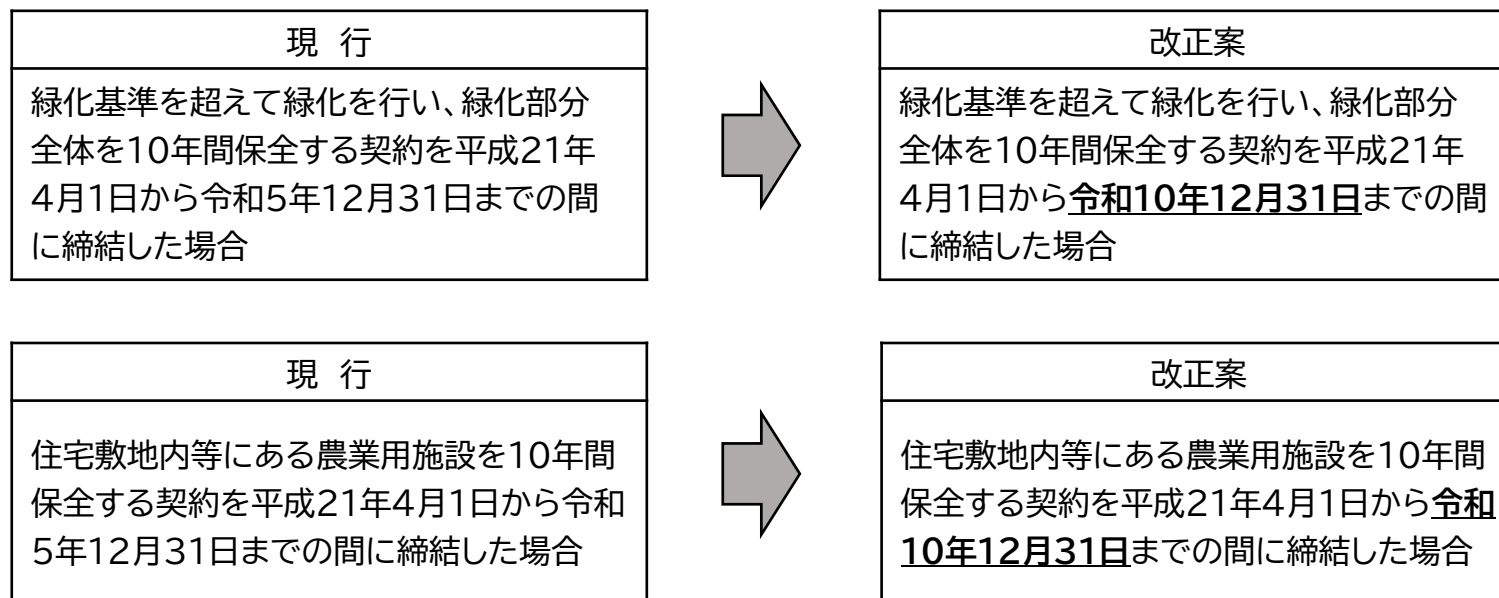


(3) 税率について

令和6年度以降の施策である「横浜みどりアップ計画[2024-2028](案)」の事業費に充てる財源のうち、横浜みどり税の必要財源額である約142億円を確保するため、現行税率と同様に、個人は年間900円・法人は年間均等割額の9%相当額とします。

(4) 固定資産税及び都市計画税の軽減措置について

緑化基準を超える緑化に対する固定資産税等の軽減措置及び宅地内の農業用施設用地に対して課する固定資産税等の軽減措置については、緑の保全・創出の観点から、引き続き緑地や農地の維持管理の負担軽減を図る必要があるため、軽減措置の対象となる契約締結期間を5年間延長します。



2 横浜みどり税条例改正後の概要

項目		内容																																																
目的(第1条)		緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、市税条例に定める市民税の均等割の税率の特例・固定資産税及び都市計画税の特例に関し、必要な事項を定める。																																																
横浜みどり税関係	課税手法 (第2・3条)	個人市民税及び法人市民税の均等割への超過課税																																																
	課税期間 (第2・3条)	○個人 平成21年度分から令和10年度分まで ○法人 平成21年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度																																																
	税率 (第2・3条)	<p>○個人 年間 900 円上乗せ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準税率等</th> <th>横浜みどり税分(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,500円</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人 年間均等割額の9%相当額 (4,500~270,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人の区分</th> <th colspan="2">均等割税率</th> </tr> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> <th>横浜みどり税分(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> <td>11,700円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> <td>14,400円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> <td>36,900円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> <td>157,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> <td>36,900円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> <td>270,000円</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率等	横浜みどり税分(参考)	3,500円	900円	法人の区分		均等割税率		資本金等の額	従業者数	標準税率	横浜みどり税分(参考)	1千万円以下	50人以下	50,000円	4,500円	50人超	120,000円	10,800円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	11,700円	50人超	150,000円	13,500円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	14,400円	50人超	400,000円	36,000円	10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	36,900円	50人超	1,750,000円	157,500円	50億円超	50人以下	410,000円	36,900円	50人超	3,000,000円	270,000円
	標準税率等	横浜みどり税分(参考)																																																
3,500円	900円																																																	
法人の区分		均等割税率																																																
資本金等の額	従業者数	標準税率	横浜みどり税分(参考)																																															
1千万円以下	50人以下	50,000円	4,500円																																															
	50人超	120,000円	10,800円																																															
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	11,700円																																															
	50人超	150,000円	13,500円																																															
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	14,400円																																															
	50人超	400,000円	36,000円																																															
10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	36,900円																																															
	50人超	1,750,000円	157,500円																																															
50億円超	50人以下	410,000円	36,900円																																															
	50人超	3,000,000円	270,000円																																															
基金 (第4条)	横浜みどり税の税収相当額を、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金(横浜市みどり基金)に積み立てる。																																																	
固定資産税等の軽減措置	特定緑化部分に対する特例 (第5条関係)	敷地面積が 500 m ² 以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行い、緑化部分全体を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から令和10年12月31日までの間に横浜市と締結した場合、上乗せ緑化している部分に係る固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減する。																																																
	農業用施設用地に対する特例 (第6条関係)	1,000 m ² 以上の耕作を行っている農家で、所有農地等を10年間耕作すること及び農業用施設を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から令和10年12月31日までの間に横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減します。																																																

※太字下線部分は、今回の改正案の対象部分です。

横浜みどりアップ計画[2024-2028]（案）事業費一覧

○ 以下の表のうち、横浜みどり税を活用して実施する事業は、標準的な行政水準（横浜みどり税導入前）を超えた規模・内容の事業。

（単位：億円）

柱	事業	取組	5か年 事業費	国費	市債	一般財源	うち
							みどり税
柱1 市民とともに 次世代につなぐ森を育む	事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	(1)緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	252	60	133	59	37
	事業② 良好な森の育成	(1)森の多様な機能に着目した森づくりの推進	38	-	-	38	38
		(2)指定した樹林地における維持管理の支援	8	-	-	8	8
	事業③ 森に関わる多様な機会の創出	(1)森づくりを担う人材の育成	0.8	-	-	0.8	0.8
		(2)森づくり活動団体への支援	0.4	-	-	0.4	0.4
		(3)森に関わるきっかけづくり	3	-	-	3	1
		(4)森の多様な楽しみづくり	0.3	-	-	0.3	0.3
小計			303	60	133	110	86
柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	事業① 良好な農景観の保全	(1)水田の保全	5	-	-	5	2
		(2)特定農業用施設保全契約の締結	0.1	-	-	0.1	-
		(3)農景観を良好に維持する活動の支援	5	-	-	5	0.7
		(4)多様な主体による農地の利用促進	0.9	-	-	0.9	0.9
	事業② 農とふれあう場づくり	(1)様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	18	-	12	7	7
		(2)市民が農を楽しみ支援する取組の推進	2	-	-	2	-
	事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進	(1)地産地消にふれる機会の拡大	2	-	-	2	-
	事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開	(1)地産地消を広げる人材の育成・支援	0.3	-	-	0.3	-
		(2)市民や企業等との連携	0.4	-	-	0.4	-
	小計			34	-	12	23

柱	事業	取組	5か年 事業費	国費	市債	一般財源	うち	
							みどり税	
柱3 市民が実感できる緑や花をつくる	事業① まちなかでの緑の創出・育成	(1)シンボリックな緑の創出・育成	8	0.5	6	2	1	
		(2)街路樹による良好な景観づくり	23	-	-	23	23	
		(3)公開性のある緑空間の創出支援	1	-	-	1	0.9	
		(4)建築物緑化保全契約の締結	0.04	-	-	0.04	-	
		(5)名木古木の保存	0.9	-	-	0.9	0.8	
	事業② 緑や花があふれる地域づくり	(1)地域緑のまちづくり	5	-	-	5	5	
		(2)地域に根差した緑や花の楽しみづくり	6	-	-	6	-	
		(3)人生記念樹の配布	1	-	-	1	0.6	
	事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成	(1)保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成	4	-	-	4	0.8	
	事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成	(1)都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	27	-	-	27	14	
	小計			77	0.5	6	71	46
	広報の展開	事業① 市民の理解を広げる広報の展開	(1)計画の周知や実績報告	0.8	-	-	0.8	-
			小計	0.8	-	-	0.8	-
合 計			415	60	150	204	142	

※ 事業ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。